

“事実を知りたい”という遺族の願いに寄り添って
—学校事故と第三者委員会の役割とは—

住友 剛（京都精華大学）

1：はじめに —簡単な自己紹介から—

- (1) 現在、京都精華大学人文学部の准教授。教育学・子どもの人権論が専攻領域。「子ども支援論」「子どもの社会史」「現代社会と病理」「生徒指導論」などの科目を担当。
- (2) 1999年4月～2001年8月、兵庫県川西市・子どもの人権オンブズパーソンの調査相談専門員を務める。
 - ① 日本初の自治体条例（子どもの人権オンブズパーソン条例）にもとづく、常設の公的第三者機関。子どもの人権に関する相談・調査等の業務に従事。
 - ② 在職中に、川西市内の公立中学校で起きた部活動中の熱中症死亡事故に関する調査案件を担当。事実経過の整理・検証や再発防止策の検討、遺族対応などを行う。
- (3) その後、全国学校事故事件を語る会の活動に参加。
 - ① 2003年5月から、兵庫学校事故・事件遺族の会を母体に発足した団体。
 - ② 学校事故や子どもの自殺（いじめ問題、指導死・体罰問題など）で子どもを亡くした遺族、重い後遺症のある子ども・若者とその家族が参加。
 - 当事者どうしで支え合うピア・サポートの活動。
 - ③ 2004年から繰り返し、文部科学省に対して、学校事故・事件で子どもが亡くなった際の事実究明のための調査、第三者機関の設置等について、要望を出している。→その調査や第三者機関のモデルになったのが、兵庫県川西市の子どもの人権オンブズパーソンの熱中症死亡事故の取り組み。
- (4) 学校事故・事件関連の主な著作・論文
『「指導死」』（大貫隆志・武田さち子との共著、高文研、2013年）
「子どもの死亡事故・事件の遺族側から見た学校保健安全法—「事後対応」のあり方をめぐって—」『京都精華大学紀要』第38号、2011年
「川西市子どもの人権オンブズパーソン制度の実際—「調査相談専門員」としての経験から—」『季刊教育法』第147号、2005年

2：「うちの子に何があったか、知りたいだけなのに・・・」

—学校で我が子を亡くした親たちがほぼ共通してたどる「事後対応」の経過—

- (1) 「我が子がなぜ死んだか、事実を知りたい」という共通した願い
 - ① 学校での事故死やいじめによる自殺、「指導死」など、どのようなケースであっても、「我が子がなぜ死んだか、事実を知りたい」という遺族の願いは共通。
 - 「朝、元気よく登校した子どもが、なぜこのような状態に？」という心情。
 - ② 遺族にとってはあまりにも突然の出来事。これに対して「何があったか？」がわからないと、我が子の死という事実をどう受け止めていいのかわからない。
 - ③ だから、子どもが亡くなる事故・事件に関する事実経過の検証作業と、遺族への

説明等の作業は、それ自体が遺族へのケアになる。

(2) 遺族たちに必要な「喪の作業」

- ① その一方で、我が子を亡くした遺族たちにとっては、子どもを亡くした悲しみ、痛み、つらさなどを十分にさせる場と時間、また、十分にその思いを聴きとってもらえる場が必要不可欠→「喪の作業」。
- ② この「喪の作業」が十分にできなかったときに、さまざまな不安や怒り、悲しみなどを抱えたまま日常生活を遺族が送ることになる。
 - その結果、ストレス性の心身の異変を引き起こし、生活困難になるケースもある。(遺族への「二次」被害)
 - 近隣の住民や同じ学校に子どもを通わせる保護者などが、遺族に十分、語る場をつくるということ。それ自体も重要なケア。(孤立回避はとても重要)

(3) 本気で同様の事故・事件の再発防止を目指すのであれば

- ① 学校・教育行政による主体的な事実経過の把握、原因及び再発防止策の検討・実施は必要不可欠。
 - 学校保健安全法第3条（国及び地方公共団体の責務）1項
国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
 - 学校で起きた事故・事件の検証作業は、「学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例」をふまえた再発防止策を講じる重要な機会では？
 - あるいは、事故・事件の再発防止策の検討・実施にあたって、事実経過の把握・検証作業は、必要不可欠な作業では？
- ② また、「もう二度と、こんな苦しみを他の人に味わってほしくない」という思いから、再発防止への願いを強く抱くのも、遺族である。
 - 「再発防止への願い」という一点で、遺族と学校・教育行政には、対話の余地があるはず。

(4) しかし、過去の事例を見る限り、「事実を知りたい」という遺族の願いは、次のような過程で妨げられることのほうが圧倒的に多い。

- ① 遺族の願いに十分に対応できない学校・教育行政。
 - まず、事実経過の調査それ自体が不十分であるケースがある。
 - 知り得た調査結果を遺族に伝えない（重要な事実の隠ぺいや、遺族との話し合い自体に応じない場合を含む）ケースもある。
 - 子どもへの実際の加害行為を小さく見せようとする、別のことに背景要因を求める（学校の対応よりも子ども本人や家庭の事情を問題視する）など。
- ② 事件・事故発生後によく生じる遺族へのバッシング
 - たとえば、遺族の「事実を知りたい」との動き（学校との交渉、周囲の子どもや保護者、教員などへの聴き取りなど）が、「かえって学校を混乱させている」と言われる。

- 他の保護者や卒業生などから「一日も早く平穏な学校に戻してほしい」等の要望書や署名が学校・教育行政に出されることもある。
- 亡くなった子どもの側の事情や家庭環境に関するよくない噂が流れる、など。
- ③ 訴訟へと追いつめられる遺族と、訴訟対応でより防衛的になる学校・教育行政。
 - 遺族と学校・教育行政の関係がこじれたとき、公の場で起きた事案について意見を述べ合うとすれば、今までは民事訴訟くらいしか他になかった。それゆえ、訴訟に頼らざるをえなかった。
 - しかし、学校事故・事件に関する民事訴訟は、起きた事案のなかで（双方の）過失の度合いを認定し、その過失度合いに応じて金銭的な賠償額を決めるなどの手続きが中心になる（損害賠償請求事件という扱い）。→そもそも「事実を知りたい」という遺族の願いに、民事訴訟は限定的にしか対応できない。
 - しかも（双方の）過失度合いを認定する作業が入ると、どちらも、自己に不利になる真相は、民事訴訟の場ではなかなか出しづらい。

- (5) このような従来の事後対応上の諸課題を解決していくひとつの方法として、第三者委員会の役割に注目が集まっているのが、今の状況。
- 遺族側、学校・教育行政側、どちらにとっても第三者委員会のあり方が重要になるはず。そこで、具体例を通して、第三者委員会のあり方を考える。

3：第三者委員会（第三者機関）は「事後対応」にどのようにかわるのか？

—兵庫県川西市・子どもの人権オンブズパーソンの中学生熱中症死亡事故への対応を例として—

- (1) 兵庫県川西市に日本初の地方自治体条例、「子どもの人権オンブズパーソン条例」ができる（1998年12月制定、施行は99年4月、相談受付等開始は99年6月）。
- ① 1990年代半ば頃の子どものいじめ自殺が多発した時期に、川西市教委の検討作業のなかで浮上し、条例化まで至った制度。
 - ② 子どもがいじめ自殺や不登校などの防止、被害にあった子どもの相談・救済のための常設の公的第三者機関設置（市長の附属機関）と、その機関の任務や市の機関（市立学校園・市教委含む）の協力援助義務等を定めた条例。
 - ③ オンブズパーソンは申立てに基づき、市の機関に対する調査（文書の閲覧、聴き取り等）を行うとともに、その結果に基づいて市の機関の措置等の是正（勧告）、市の制度の改善等の要望（意見表明）を出すことができる。
 - ④ 条例に基づき、市の機関はオンブズパーソンの活動に対する協力援助義務がある。また、勧告・意見表明等の内容に沿ってどのような対応を行ったのか、オンブズパーソンの求めに応じて報告する義務もある。
 - ⑤ ちなみに私の在職時は、3人のオンブズパーソン（学校事故や少年事件が専門の弁護士、児童福祉学専攻の大学教員、障害児教育・保育が専門のNPO役員（大学教員））と、3人の調査相談専門員（小児科医、在日外国人の子どもの問題に関するNPO役員、大学非常勤講師（教育学専攻＝私））で構成。
- (2) 在職時、公立中学校ラグビー部での子どもの熱中症死亡事故に関する申立てを受け付け、相談・調査を担当し、最終的な勧告・意見表明の公表、市教委からの措置報

告の受理までの仕事を担当。

- ① 詳細は宮脇勝哉・宮脇啓子『先生は僕らを守らない』（エピック、2004年）を参照。
- ② 夏休み中の部活動での早朝練習中に事故発生。足の痛み、ふらつきなどを訴える子どもに「演技は通用せん」等の顧問の対応。罰としてのランニング、倒れたあとの長時間の放置、救急車搬送の遅れなど。
- ③ 遺族側の事実を知りたいという願いに対して、当初は子どもや関係教員の聴き取り等に学校側は取り組んだが、警察が事故に関する捜査に動き始めた段階から態度を硬化。事実はほとんど遺族側に情報をつたえなくなった。
- ④ その一方、亡くなった子どもや遺族への誹謗中傷、地元住民や他の保護者から顧問教師への「寛大な措置」を求める署名運動なども起きる。
- ⑤ そのような状況下での相談、申立てへ。申立て理由は「事故の再発防止策の確立」と「そのための事実究明」、亡くなった子どもの名誉回復等々。
- ⑥ 「既に死亡している当該子どもの救済は、本件においては、オンブズパーソンとしての事故原因の究明に取り組むことにより市教委の主体的な原因究明を促すこと、そして原因究明から得られた教訓を最大限にとらえ直し市教委等関係機関における今後の再発防止対策を確立せしめること、にあると考えられる。」（川西市子どもの人権オンブズパーソン「2000年申立第1号に係る調査及び判断」3ページ）

(3) 実際にどのような調査活動を行い、どのような勧告・意見表明等を行ったか？

- ① あらためて、遺族側から提供された数々の資料（その大半は学校側から出された事実経過に関する説明、聴き取りの記録等）や、市教委・学校などの関係文書をもとに、事実経過の検討を実施。その上で、不明部分を遺族側及び学校・市教委側の双方に尋ね、聴き取って記録化する作業を行う。
- ② 同時に、市内公立中学校の部活動や熱中症防止の取り組みの現状等についても、学校・市教委の文書の検討や聴き取りなどを行う。
- ③ また、熱中症防止に関する医学的な情報や過去の学校事故の判例、遺族対応の問題点なども合わせて検討。
- ④ さらに、市内で当時流れていた遺族や亡くなった子どもへの誹謗中傷の内容を検討し、これに対してどのような反論が事実経過からできるのかも検討。
- ⑤ このような検討作業の結果見えてきたことについては、遺族側及び学校・市教委側にその都度説明を行い、あらためて何が争点かを整理した上で、不明部分や意見の食い違う点などについて再度調査を実施。
- ⑥ そのくり返しのなかで、一定、争点などの整理が見えてきた段階で、調査結果をオンブズパーソンとして整理した上で、我々の見解やそれに基づく具体的な対応策を「勧告・意見表明」として提示。
- ⑦ その報告書や勧告・意見表明の概要も、最終的に出す前に遺族側、学校・市教委側の双方に示し、意見を求めて修正を行った。
- ⑧ その後、市教委・学校の「勧告・意見表明」に関する措置の実施状況を見守り、必要に応じてそれを促すような対応を行う。

4：学校事故と第三者委員会の役割とは？

- (1) そもそも、なぜ事後対応が大事なのか？
- ① 総じていえば、「起きた悲しい出来事にかかわるあらゆる人々の出直しを支え、信頼関係の再構築のため」に行う、ということ。
 - ② 個別具体的に見ていけば、事後対応には次のような課題がある→民事・刑事の訴訟が対応可能なのは、下記の（オ）（カ）の部分では？ 「訴訟任せ」では、実は多くの事後対応の課題が残り続けるのでは？
 - (ア) 亡くなった子どもの人権の救済・擁護（名誉回復、追悼など）
 - (イ) 遺族へのケア・支援、知る権利の保障（「事実を知りたい」という願いに応えることなど）
 - (ウ) 在校生へのケア・支援、保護者・地域住民などへの説明など。
 - (エ) より実効性のある再発防止策の検討、実施。
 - (オ) 加害生徒（いじめ問題などのケース）や加害教員（体罰や指導死問題などのケース）、指導上・管理上責任を問われる教職員（学校事故などのケース）への対応。
 - (カ) 金銭的な補償の問題への対応。
- (2) その事後対応を担う機関としての第三者委員会
- ① 本来、学校・教育行政が、上記（ア）～（カ）の課題を自ら担えばそれでいいのだが、それができていないのが実情。→そのなかで生まれる遺族と学校・教育行政の緊張関係。
 - ② したがって学校・教育行政と遺族側の双方に公平・中立的な立場の第三者委員会が間に入り、事実経過の検証作業などを中心に事後対応を進めていく必要がある。
 - たとえば遺族側及び学校・教育行政側の双方から適切な聴き取り作業などができるように、調査実施にあたっての第三者委員会の主体性、組織の独立性、必要な調査権限、予算措置などを条例・設置要綱等で規定する必要がある。
 - その調査実施にあたっての条例・設置要綱等への信頼性が、調査結果への信頼性を強めることになる。
- (3) 第三者委員会の作業の中核に据えられるべき「事実経過の検証」という作業
- ① 亡くなった子どもの救済（名誉回復）、遺族の知る権利、在校生や保護者・地域住民への説明、より実効性のある再発防止策の検討等、どの事後対応の課題についても、まずは「どのような経過でこの子が亡くなるに至ったのか？」という「事実経過の検証作業」と、その結果の共有作業が必要不可欠。
 - 「正確な事実経過の共有」が、検証作業等のすべての前提条件。
 - また、その共有に向けての調査のプロセス自体が、関係修復のきっかけにもなりうる。
 - ② 「亡くなった子どもにその日（その日までに）、何が起きたのか？」を、時系列的に見ていく必要性。
 - ひとつひとつはささいな出来事でも、その累積によって、亡くなった子どもに大きな災いをもたらしているというケースもある。→時系列的に見ていくことで、その累積の過程が見えてくるのでは？

- ③ 把握した事実経過も、「亡くなった子ども側から見て、どのような状況だったか？」ということが見えるように整理し、説明していく必要がある。
- (4) 本件プール事故に即していえば、第三者委員会は・・・。
- ① 遺族からの要望や意見の聴取、調査経過などの説明は、第三者委員会の作業終了まで繰り返し、ていねいに行われるべきであること。
- ② 事実経過について、現時点で学校・教育行政が把握している情報をもう一度、精査し、遺族からの要望などをふまえて、できる限り調査・検証すべきポイントを絞り込むこと。
- ③ 第三者委員会の調査実施にあたって、学校・教育行政が積極的に協力し、必要な情報をすべて開示すること。
- ④ 第三者委員会は、当該の学校のプール指導の置かれていた条件整備面での課題なども、現場での教職員の対応に合わせて検証すること。
- ⑤ 近隣住民や他の保護者・子どもに向けて、第三者委員会に新たに情報提供等が可能な人がいないか、積極的に協力を呼びかけること。
- ⑥ 最終的な報告書のまとめにあたっては、「同じような悲しい出来事が二度と起きないように」「亡くなった子どもと遺族の無念さを重く受け止め、その事案から教訓とすべきことを最大限くみ取っていく」形で、「誰もがこの出来事をきっかけに、もう一度、再出発していくことができるように」という観点から、第三者委員会の各委員が責任を持って意見をまとめること。
- ⑦ 子どもの自殺のケースに比べると、まだまだプール事故を含む学校事故のケースでの検証作業は十分に行われていると言い難い。今回のケースが、今後、学校での死亡事故において設置される第三者委員会のモデルになるかもしれない。

おわりに 一学校・教育行政、そして第三者委員会に期待されていること一

起きてしまった悲しい事故・事件に関する遺族の願いと、亡くなった子どもの事実経過から浮かび上がる思いは、学校・教育行政に「変わってほしい」と願う「呼びかけ」といえるものである。特に事実経過から浮かび上がる子どもの姿は、学校・教育行政への「命がけの問いかけ」といってよい。

その「呼びかけ」「命がけの問いかけ」に責任を持って応答する主体を、学校・教育行政や第三者委員会に入る関連領域の専門家が適切に立ち上げることができるかどうか？

調査や経過の検証作業、説明や再発防止策の検討・実施など一連の「事後対応」のあり方は、そこで決まってくるのでは？

そしてこの「呼びかけ」「命がけの問いかけ」に適切に応答できるような学校・教育行政、あるいは関連領域の専門家であれば、おそらく、日頃から子どもたちの呼びかけ、命がけの問いかけにも誠実に応答するのではなかろうか。

遺族からの呼びかけに応答することは、学校・教育行政および関連領域の専門家が、子どもからの呼びかけ、命がけの問いかけに誠実に応答する力を取り戻すためにも重要である。(以上、全国学校事故事件を語る会大集会(2013年6月2日)・シンポジウムの「まとめ」で住友がコメントしたこと)。

以上